

質問その 4-5 ; 経費等で払った消費税額の証明には「紙保存」必須。矛盾では？

答え ; 「データでもらったらデータ保存」というのは所得税・法人税のルールなので
現状、消費税のルールでは「データでもらっても紙保存が原則」となります。

現在の制度では、売上や収入等で「預かった消費税」から仕入や経費等で「払った消費税」を差し引く場合の、その「払った消費税」を証明するには一定の「帳簿」と「請求書」の両方が必要とされており、**両方とも紙で保存しておくことが必要**とされています。

但し次のような場合は「帳簿」だけの保存でもよいとされています。(※令和5年9月までのルールです)

- ・ 請求書や領収書等の金額が **3万円未満**の場合
- ・ **相手先から「データ」**でしか受け取れない事情・状況にある場合

令和5年10月以降は、データで請求書や領収書等の取引情報を受け取る場合、その請求書や領収書に記載された消費税の額を「確かに支払った消費税である」として、売上等で「預かった消費税」から差し引くためには、**電子インボイス**(※法律の条件を満たしたペーパーレス請求書等)を**保存しておく必要があります**。

利益の額を計算するための所得税や法人税における新ルールでは、紙で印刷した書類は「正式な保存書類」にならないのですが、消費税の納税額を計算するための消費税法では「整然かつ明瞭な」状態で電子インボイスを紙に印刷して保存した場合には、その紙ベースの書類を支払った消費税額の証拠書類とすることが出来ます。

【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」より、もともとの文章】

問4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。 (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領 (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用 (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用 (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用 (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用 (6) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用 (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領
【回答】 (1)~(7)のいずれも「電子取引」(法25)に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報(請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報)に係るデータを保存しなければなりません(令和3年度の税制改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていましたが、改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類(国税関係書類以外の書類)として取り扱わないこととされました。 データ保存に当たっては、以下の点に留意が必要です。 イ (1)及び(2)については一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項4号に定める事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。また、対象となるデータは検索できる状態で保存することが必要です。当該データが添付された電子メールについて、当該メールアドレス上で閲覧できるだけでは十分とは言えません。 ロ (3)~(6)については、取引情報(請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報)に係るデータについて、訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができ

いシステムを利用していても、電子取引の保存に要件を満たすと考えられます。他方、例えば、クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、イと同様の点に留意する必要があります。
ハ (6)及び(7)については、一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項4号に定める事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。
ニ (1)~(7)のいずれの場合においても、データは各税法に定められた保存期間が満了するまで保存する必要があります。
ホ 取引債権や社内のルール等により、データとは別に書面の請求書や領収書等を原本として受領している場合は、その原本(書面)を保存する必要があります。
ヘ 現行、消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等(書面)の保存が必要ですが、取引金額が3万円未満の場合や、3万円以上でも「電子取引」のようにデータのみが提供されるなど、書面での請求書等の交付を受けなかったことによるやむを得ない理由がある場合には、帳簿のみを保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。なお、令和5年10月以降は、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができるのは、法令に規定された取引に限られることとなります。したがって、「電子取引」を行った場合に仕入税額控除の適用を受けるためには、軽減税率の対象品目である旨や税率ごとに合計した対価の額など適格請求書等として必要な事項を満たすデータ(電子インボイス)の保存が必要となります。
また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面等については、保存書類(国税関係書類以外の書類)として取り扱わないこととされましたが、消費税法上、電子インボイスを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存した場合には、仕入税額控除の適用を受けることができます。